平成２２年（フ）第３８６号
兵庫県尼崎市富松町２丁目27番８―205号、前住所兵庫県尼崎市富松町２丁目12番８号
債務者　八綿　香里
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３６号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地　中喜来団地333号室
債務者　大久保　進
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５５号
徳島県徳島市八万町夷山312番地
債務者　塩野のり子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５９号
徳島市南田宮１丁目１番52―406号
債務者　越島　由香（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
徳島県鳴門市鳴門町高島字北384番地市営住宅高島団地６号室
債務者　桶川　明美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５５号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目８番31―204号
債務者　園　　博幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８８号
北九州市小倉北区中井５丁目17番29―401号
債務者　渡邉　繁子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１号
北九州市小倉北区砂津２丁目９番12―401号
債務者　辻村久美子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０号
北九州市小倉北区黄金２丁目５番28号　201
債務者　佐藤　義博
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５号
北九州市小倉南区日の出町１丁目７番３号
債務者　迫　　清行
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８８号
福島県須賀川市狸森字鍵取２番地３
債務者　大竹　義男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５９４号
神戸市垂水区塩屋町１丁目１番15号　Ｂｕｌｉｎ　Ｓｈｉｏｙａ502号、従前の住所岡山県玉野市八浜町波知1311番地１
債務者　野中　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番161―402号
債務者　俵積田輝彦
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４号
神戸市長田区苅藻通４丁目２番33―308号
債務者　杉本　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６号
山口県岩国市室の木町３丁目13番７号
債務者　元原　耕造
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４４号
山口県岩国市岩国１丁目13番16号
債務者　江田　保夫
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１５１号
山口県玖珂郡和木町瀬田２丁目５番１―304号
債務者　宮本佳代子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１５２号
山口県岩国市玖珂町1095番地９　ソラニウムメゾンＡ－２
債務者　高野　　進
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
山口地方裁判所岩国支部